

平成24年11月30日開催

石狩市教育委員会会議（11月臨時会）資料

<議 案>

石狩市立学校通学区域規則の一部改正について・・・・・・・・・・ P 1

<報告事項>

石狩市文化財保護審議会での審議状況等について・・・・・・・・・・ P 2～P 7

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第1号

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成24年11月30日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市立学校通学区域規則（昭和51年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略		略	
南線小学校	花川南1条1丁目・2丁目、花川南2条1丁目・2丁目、花川南3条1丁目・2丁目、花川南4条1丁目～3丁目、花川南5条1丁目・2丁目、花川南6条1丁目・2丁目、花畔354番地、樽川3条1丁目～3丁目、樽川4条1丁目～3丁目、樽川5条1丁目～3丁目、樽川6条1丁目～3丁目、樽川7条1丁目～3丁目、樽川8条3丁目、樽川9条1丁目～3丁目、樽川及び新港西1丁目～3丁目	南線小学校	花川南1条1丁目・2丁目、花川南2条1丁目・2丁目、花川南3条1丁目・2丁目、花川南4条1丁目～3丁目、花川南5条1丁目・2丁目、花川南6条1丁目・2丁目、花畔354番地、樽川3条1丁目～3丁目、樽川4条1丁目～3丁目、樽川5条1丁目～3丁目、樽川6条1丁目～3丁目、樽川7条1丁目～3丁目、樽川8条 <u>1丁目</u> ～3丁目、樽川9条1丁目～3丁目、樽川及び新港西1丁目～3丁目
略		略	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

<報告事項 1>

参考（平成 23 年 8 月定例教育委員会会議資料より）

石教文第 号

平成 23 年 月 日

石狩市文化財保護審議会会長 様

石狩市教育委員会

教育長 樋口 幸廣

これからの石狩市郷土資料の保存・展示のあり方等について（諮問）

石狩市文化財保護条例第 4 条第 2 項および石狩市文化財保護条例施行規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項 (1) これからの郷土資料の保存・展示のあり方について
 (2) はまます郷土資料館のリニューアルについて

別紙

諮問理由

1) これまでの経緯

現在、石狩市内には 3 館の資料館があります。この 3 館は、いずれも合併前に各市村によって設置されたそれぞれの郷土の歴史資料館的施設で、合併時にそのまま引き継がれたものです。しかし、合併から 5 年を経て、老朽化や入館者数の伸び悩みなどさまざまな問題が生じています。そのため、平成 22 年にスタートした「石狩市教育プラン」では、石狩市の資料館について再編も含めた抜本的な検討を行うこととしています。この教育プランの方針を踏まえ、石狩市文化財保護審議会にこれからの石狩市にふさわしい郷土資料の保存・展示のあり方等について諮問をいたします。

2) 諮問内容

今回諮問する内容は、以下の 2 点です。

(1) 石狩市のこれからの資料館について

3 市村が合併して誕生した新石狩市において、資料館は、市民にとってどのような場所であるべきなのか、そしてそれを実現するためには、具体的にどのような機能をもつべきなのかということを踏まえ、資料の保存・活用のあり方及び資料館の配置、並びに目指すべき方向性について審議を頂きたいと存じます。

(2) はまます郷土資料館のリニューアルについて

はまます郷土資料館は、明治32年建築の旧白鳥番屋の建物を使用していますが、老朽化が著しく、リニューアルが必要になっています。リニューアルにあたって、展示をどのような方針で行うのか、現在のはまます郷土資料館に収蔵されている一万点を超える浜益区の歴史資料を、今後どのように保管し、活用することが望ましいのかについて審議いただきます。

平成23年12月14日

石狩市教育委員会

教育長 樋口 幸廣 様

石狩市文化財保護審議会

会長 村山 耀一

石狩市文化財保護審議会への諮問に係る中間答申について

平成23年11月21日付け石教文第68号で諮問のあったこのことについて、本審議会では、現在答申に向けて検討を進めておりますが、次年度に向けて早急な対応が望まれるものもあることから、現時点においての答申（中間答申）をさせて戴きます。

なお、諮問事項1「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」は、本審議会での方向性を確認しておりますが、今後さらなる議論を深める必要があることから、今回は基本的な考え方に留め、次回に詳細かつ最終的な答申を委ねたいと存じます。

諮問事項2「はまます郷土資料館のリニューアルについて」については、建物の老朽化や昨年の豪雨災害など展示環境の改善が急がれることから、優先的に答申すべきと考え、審議を進めてまいりました。

以下、その内容について、次のとおり答申いたします。

記

1. 諮問事項1「これからの郷土資料の保存・展示のあり方について」

方向性として以下の2点が確認されました。

1) 地域の郷土資料の活用とネットワーク

市内各地域の郷土資料は、それぞれが離れた場所にありながら様々な関連性をもっています。こうした郷土資料の価値とその関係を理解し活用す

るためには、これらを結び付けるネットワークが必要になります。今後、このネットワークのあり方について議論を深めてまいります。

2) 資料館のあり方について

上記のようなネットワークにおいては、限られた行政資源（人員、予算）の効率的な活用という観点からも、これらの要となる施設（資料館）も必要と考えます。ここが核となって市域全体を石狩の博物館と捉え、市内外への情報発信と文化財保護、さらには文化の振興を図るという視点にまで目標を持つような施策推進を図る必要があります。

本審議会では、資料館の郷土資料ネットワーク上での役割分担とともに、各地域の展示施設等が何をテーマにしたどのような展示が望ましいのか、さらには文化財の保護・活用を通じ、本市の文化振興あるいは社会教育の推進にどのような役割を担っていくべきか、また他の教育施策や施設と如何に連動すべきかなど、今後議論を深めたいと存じます。

2. 諮問事項2「はまます郷土資料館のリニューアルについて」

1) 基本的な考え方

はまます郷土資料館は、昭和 46 年に地域の文化財の展示、保管施設として開館いたしました。現在は開館以来の文化財の収集、寄贈により、1 万点を超える文化財が館内に収蔵、展示されております。また、建造物としては、明治 32 年建築の鯨番屋「旧白鳥番屋」であり、地域の歴史を象徴する建築物として昭和 56 年に浜益村指定文化財に指定されました。

このように、はまます郷土資料館は、浜益区の文化財のほとんどが収蔵、展示されている施設であるとともに、浜益区の歴史を象徴する歴史的な建築物となっております。

しかし、現在は、残念ながら資料が収蔵能力を超えて館内に溢れているうえ、建物の傷みも進んできております。そのため資料の保管・展示施設として十分とはいえず、また、歴史的建築物としても保全が急がれるところであります。

本審議会では、このような状況を踏まえ、今回諮問のあった「はまます郷土資料館のリニューアル」については、単なる資料館の模様替えではな

く、浜益区の文化財をどのように保管・展示しながら後世へと受け継いでいくか、という観点で検討しなければならないとの認識に至りました。

2) はまます郷土資料館のリニューアルの方法

① 文化財の保管について

現在のはまます郷土資料館には開館以来収集された1万点を超える文化財が収蔵されています。しかし、既に述べたように現在の建物では収蔵能力を超えており、また歴史的建築物である旧白鳥番屋自体の展示にも悪影響を与えています。そのため、文化財の保管は、現在の郷土資料館とは別の施設で行う必要があります。

郷土の文化財は、その郷土の歴史と密接なことから、やはり浜益区内において保管・活用を図ることが望ましいと考えます。これにあたっては費用対効果を勘案し、区内の遊休施設の活用を前提に検討する必要があります。

② 文化財の展示について

現在のはまます郷土資料館では、浜益の自然、歴史、文化を示す様々な文化財が展示されています。しかし、分かりやすく脈絡をもって、それら資料を展示するには、現在の「旧白鳥番屋」では困難です。そのため、これまで展示していた浜益区の考古、生活、歴史などの資料展示は別な場所で行う必要があります。

その場合、展示スペースは、可能な限り旧白鳥番屋に近い場所に設けることが望ましいと考えられます。これは、浜益の歴史、文化を学ぶにあたって、旧白鳥番屋のような浜益を象徴する歴史的な建物と地域の文化財の展示が結びついていることが望まれるからです。

また、黄金山や濃昼山道、増毛山道など、区内の自然・文化資源についての情報発信も併せて行くと、さらに効果的と考えます。

③ 市指定文化財「旧白鳥番屋」について

浜益区の歴史は、鯨漁業から始まったと言っても過言ではありません。浜益区にとって明治時代の鯨番屋である旧白鳥番屋はその歴史を語る上で極めて重要な文化財です。また、旧白鳥番屋は、「未来に残し

たい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選出されるなど日本の漁業史上からも重要な意味を持っています。

しかしながら、現在の郷土資料館には、鯨漁業とは直接関係のない標本、文化財が多く収蔵、展示されており、結果的に歴史的建築物としての旧白鳥番屋の価値を十分に発揮できなくなっていることは否めません。

そのためリニューアルにあたっては、出来得る限り鯨番屋としての往時の趣を再現するような工夫が必要であり、浜益区の歴史を象徴する歴史的建築物としての価値を高めることが大切と思われます。また、平成 22 年の豪雨災害の教訓から、建物周辺の排水設備を含めた基礎、外構の整備も必要と考えます。